

○松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

平成29年3月24日告示第127号

改正

平成30年9月25日告示第267号
平成31年2月22日告示第24号
令和2年3月27日告示第68号
令和2年10月9日告示第292号
令和5年2月6日告示第12号
令和6年3月4日告示第46号

松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松阪市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号。以下「規則」という。）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松阪市条例第27号。以下「条例」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出を行い放課後児童健全育成事業を実施する児童の保護者等で構成する団体、社会福祉法人その他市長が適当と認める団体とする。

2 補助対象者は小学校単位とし、1つの小学校区に1団体とする。ただし、隣接する小学校区において共同することは妨げないものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる事業及び経費は、次の各号に定める内容及び別表に定める内容のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱（放課後児童健全育成事業）
- (2) 地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要領（放課後児童健全育成事業）
- (3) 三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領

(交付額)

第5条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費の全額又は上限額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書〔建築費〕（様式第1号）
- (2) 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書〔運営費・備品整備費等〕（様式第2号）

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、松阪市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市放課後児童健全育成事業補

助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第9条 補助事業の中止又は廃止の承認申請は、松阪市放課後児童健全育成事業補助事業の中止・廃止申請書（様式第6号）によるものとし、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の1月前までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、市長への報告を放課後児童健全育成事業における報告書（遅延等）（様式第7号）により行わなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、事業の進行及び支出の状況について、市長の要求があった場合は、放課後児童健全育成事業における状況報告書（様式第8号）による状況報告書を直ちに市長に提出しなければならない。

（請求及び交付）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、松阪市放課後児童健全育成事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

3 補助事業完了前においては、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部の額を概算払により交付することができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）松阪市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書〔建築費〕（様式第10号）

（2）松阪市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書〔運営費・備品整備費等〕（様式第11号）
(額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を松阪市放課後児童健全育成事業補助金額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（1）この要綱の規定に違反したとき。
（2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
（3）補助金をその目的外の用途に使用したとき。
（4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
（5）事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 補助金の返還については、規則第18条の規定によるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 財産の処分の制限については、規則第20条の規定によるものとする。財産について、財産を処分することにより収入があった場合は、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（終期等）

第18条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和8年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

(書類の保管等)

第19条 補助事業者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から10年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(職員の激励金に関する特例措置)

2 第4条の規定にかかわらず、新型コロナウイルスが拡大する中、感染のリスクを抱えた状態で保育を必要とする家庭のために開所した放課後児童クラブが、次の表の事業を実施するために必要な経費を補助対象経費とし、令和2年度に限り、この要綱による補助金として交付する。

補助区分	対象要件	補助額
職員の激励金補助	令和2年8月1日から令和2年10月31日までの期間に20日以上勤務する職員に支払った激励金 ※令和2年10月31日時点で当該放課後児童クラブに在籍する職員に対して支払ったものに限る	対象職員1人につき上限 25,000円

3 前項の補助金の交付対象者は、第3条の規定にかかわらず、市内において松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）で定める基準を満たして運営を行う放課後児童健全育成事業者とする。

附 則（平成30年9月25日告示第267号）

この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月22日告示第24号）

この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月27日告示第68号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表に開所時間の繰上げ及び延長に係る補助の項を加える改正規定は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年10月9日告示第292号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年2月6日告示第12号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年3月4日告示第46号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助区分	対象要件	補助額
事業運営費	年間開設日数200日以上で1日平均3時間以上実施するクラブに運営費として補助する。 ※第4条第1号の放課後児童健全育成事業又は第4条第2号の放課後児童クラブ活動事業に該当しないことが条件	年額（事業実施月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする）が12月に満たない場合は、補助額を12で除し、事業実施月数を乗じた額とする。以下同じ。） 990千円
家賃等補助	近隣に利用可能な公共施設がなく、賃貸借契約により民間等の施設を放課後児童クラブ施設としている場合、若しくは駐車場を賃貸借契約により借りている場合に家賃を補助する。 ※第4条第1号の放課後児童クラブ支援事業に該当しないことが条件	1か月当たり 上限100千円 (うち駐車場の賃貸借に係る費用の補助は上限50千円)

障がい児受入れ補助	障がい児 1 人以上の受け入れがあり、その児童のために支援員等を追加配置しているクラブ（年間開設日数200日～249日 1 日平均 3 時間以上）に補助する。 ※第 4 条第 1 号の放課後児童健全育成事業に該当しないことが条件 ※障がい児の定義については第 4 条第 1 号の考え方と同じ	年額上限630千円
支援員等インフルエンザ予防接種補助	支援員等がインフルエンザ予防接種を受ける際にその費用を補助する。 ※支援員等 1 人につき、毎年度 1 回分の費用を対象	クラブが 1 人につき、2 千円以上費用負担している場合、1 千円を補助
通訳・翻訳依頼費用補助	保護者会・入所説明会等の開催時に、クラブにおいて外国語及び手話等の通訳の派遣を依頼した場合や保護者への通知文書の翻訳を依頼した場合、その費用を補助する。	1 クラブ当たり年間13回の利用分を上限とし、1 回 2 千円を上限とした費用の実費を補助
防火管理者講習受講料補助	消防法（昭和23年法律第186号）の基準により防火管理者の設置が必要となるクラブで、支援員等が防火管理者資格取得のための講習会を受講した場合、その受講料を補助する。 ※防火管理者の設置が必要なクラブに対し、年間 1 人分を対象	受講料全額
支援員等健康診断受診料補助	放課後児童などの安全・衛生対策のために、定期健康診断が必要な支援員等の健康診断にかかった費用を補助する。 ※第 4 条第 1 号の放課後児童健全育成事業に該当しないことが条件	費用全額
ひとり親家庭等利用料補助	ひとり親家庭等の児童がクラブを利用する際の保護者負担金を減額しているクラブに対し、減免額を補助する。 ※第 4 条第 3 号の放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業に該当しないことが条件	対象児童 1 人につき、月額 3 千円又は減免前の利用料の半額の低い方の額を上限
税理士・社会保険労務士業務委託料補助	放課後児童クラブ活動事業における会計事務・労務管理事務等を外部（税理士や社会保険労務士）に委託した場合、委託にかかる費用の一部を補助する。 ※税理士及び社会保険労務士のそれぞれを補助対象	委託費用の 2 分の 1 であり、上限150千円
災害発生対応費用補助	災害の発生により、一時的に保育の実施場所を増やすために追加配置した職員の人事費を補助する。	年額上限1,796千円
開所時間の繰上げ及び延長に係る補助	新型コロナウイルス感染症防止拡大措置で小学校が臨時休校となった場合、放課後児童クラブの開所時間の繰上げ及び延長に係る経費を補助する。	追加で必要となった費用全額
送迎支援補助	複数校区の児童を対象に実施しているクラブにおいて、児童の送迎支援に使用する車輌のリース代及び保険料にかかる費用を補助する。 ※第 4 条第 1 号の放課後児童クラブ送迎支援事業に該当しない費用が対象	年間上限720千円

※詳細要件については別途、松阪市長が定める